

人事委員会年報

平成25年度

山梨県人事委員会

目 次

I 組織及び運営

1 人事委員会	
(1) 人事委員会の設置	1
(2) 人事委員会の権限	1
(3) 人事委員会の構成	1
(4) 人事委員会の運営	2
(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況	5
(6) 条例・規則の制定に伴う意見等	7
2 事務局	
(1) 組織	9
(2) 職員の定員・現員	9
(3) 分掌事務	9

II 事業の概要

1 職員の任用	
(1) 任用制度の概説	10
(2) 職員の採用	10
(3) 職員の昇任	16
(4) 広報等の取り組み	16
2 職員の給与	
(1) 職員の給与実態調査	18
(2) 民間の給与実態調査	19
(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告	21
(4) 勧告の実施状況	25
3 職員の利益保護	
(1) 勤務条件に関する措置要求	26
(2) 不利益処分に関する不服申立て	26
(3) 苦情相談	27
(4) 分限処分及び懲戒処分の状況	27
4 職員団体	
(1) 職員団体の登録	29
(2) 管理職員等の範囲	30
5 労働基準監督機関の職權行使	
(1) 労働基準法による事業区分の決定	32
(2) 労働基準監督機関の職權行使の枠組	32
(3) 平成25年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関	32
(4) 労働基準法等に基づく職權行使	33

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、山梨県人事委員会設置条例（昭和26年条例第30号）により、昭和26年6月6日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関する事を管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 紹与、勤務時間その他の勤務条件、研修及び勤務成績の評定、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 紹与、勤務時間その他の勤務条件に関し講すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職階制に関する計画を立案し、及び実施すること。
- ク 職員の紹与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する紹与の支払を監理すること。
- ケ 職員の紹与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- コ 職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。
- サ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- シ 前各項目に掲げるものを除く外、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（任期中に委員の交代があった場合には、前任者の残任期間）（法第9条の2第10項）。

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

平成26年3月31日現在の委員は次のとおりである。

職名	氏名	勤務形態	任期	摘要
委員長	石川 善一	非常勤	平成24年 7月10日～28年 7月 9日（1期目） (委員長 平成26年1月6日～)	弁護士
委員	中矢 恵三	非常勤	平成24年 7月24日～28年 7月23日（2期目）	会社役員
委員	小俣 二也	非常勤	平成26年 1月 6日～30年 1月 5日（2期目）	医療法人役員

(4) 人事委員会の運営

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の平成25年度の会議開催回数は24回で、付議した議案等の件数は、議案72件、報告15件、その他3件、計90件となっており、その内容は、次のとおりである。

回数	開催年月日	議 案 等
2200	25. 4. 5	<p>(報 告)</p> <p>1 苦情相談の実施状況の件 2 第81回（平成25年度）山梨県警察官A採用試験の第1次試験試験会場決定の件 3 選考採用実施の件</p>
2201	25. 4. 22	<p>(議 案)</p> <p>1 職員の任用に関する規則の一部改正の件 2 身体障害者を対象とした職員採用を選考により実施することの承認の件 3 平成25年度山梨県職員等採用試験の試験職種別採用予定人員及び受験資格決定の件 4 平成25年度山梨県職員採用上級試験実施細目決定の件 (報 告) 1 任用候補者選択結果の件 2 平成25年職種別民間給与実態調査の実施の件</p>
2202	25. 5. 17	<p>(議 案)</p> <p>1 第81回（平成25年度）山梨県警察官A採用試験第1次試験合格者決定の件 2 職員団体の解散届出書の受理の件 (報 告) 1 選考採用実施の件 2 対県共闘会議の山梨県職員給与削減に対する申し入れの件</p>
2203	25. 6. 7	<p>(議 案)</p> <p>1 意見聴取の件 2 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正の件 3 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正の件 4 平成25年度山梨県職員採用初級試験及び小中学校事務職員採用試験実施細目決定の件 5 第82回（平成25年度）山梨県警察官A及び警察官B採用試験実施細目決定の件 6 身体障害者を対象とした平成25年度山梨県職員採用選考試験実施細目決定の件 7 警察官（ヘリコプター操縦士）採用を選考により実施することの承認の件 (報 告) 1 第81回（平成25年度）山梨県警察官A採用試験第2次試験合格者の件</p>
2204	25. 6. 13	<p>(議 案)</p> <p>1 意見聴取の件</p>
2205	25. 7. 5	<p>(議 案)</p> <p>1 平成25年度山梨県職員採用上級試験の採用予定人員変更の件 2 平成25年度山梨県職員採用上級試験第1次試験合格者決定の件 (その他) 1 第121回全国人事委員会連合会総会の状況について</p>
2206	25. 7. 25	<p>(議 案)</p> <p>1 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 2 昇任候補者選考実施の件 3 第81回（平成25年度）山梨県警察官A採用試験採用候補者名簿確定の件</p>

		<p>4 平成 25 年度山梨県職員採用上級試験の採用予定人員変更の件</p> <p>5 平成 25 年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験実施細目決定の件</p> <p>6 口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の告示の一部改正の件 (報 告)</p> <p>1 対県共闘会議の山梨県人事委員会勧告に対する申し入れの件</p>
2207	25. 8. 19	<p>(議 案)</p> <p>1 平成 25 年度山梨県職員採用上級試験第 2 次試験合格者決定の件</p> <p>2 人事委員会事務局職員の育児休業承認の件 (報 告)</p> <p>1 平成 25 年人事院勧告の概要の件</p>
2208	25. 9. 5	<p>(議 案)</p> <p>1 平成 25 年度山梨県職員採用上級試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件</p> <p>2 採用候補者選考実施の件</p> <p>3 警察官昇任試験昇任候補者名簿確定の件 (報 告)</p> <p>1 対県共闘会議の山梨県人事委員会勧告に対する申し入れの件</p>
2209	25. 9. 13	<p>(議 案)</p> <p>1 職員の給与等に関する報告及び勧告の件</p>
2210	25. 9. 20	<p>(議 案)</p> <p>1 警察職員（航空整備士）採用を選考により実施することの承認の件</p> <p>2 職員の給与等に関する報告及び勧告の件 (報 告)</p> <p>1 関東甲信越静職員組合の 2013 人事委員会勧告に関する要請の件</p> <p>2 連合山梨の 2013 年人事委員会勧告に関わる要請の件</p>
2211	25. 9. 27	<p>(議 案)</p> <p>1 平成25年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第 1 次試験合格者決定の件</p> <p>2 第82回（平成25年度）山梨県警察官 A 及び警察官 B 採用試験第1次試験合格者決定の件</p> <p>3 職員の給与等に関する報告及び勧告の件</p>
2212	25. 10. 11	<p>(議 案)</p> <p>1 平成25年度山梨県職員採用初級試験及び小中学校事務職員採用試験第 1 次試験合格者決定の件</p> <p>2 身体障害者を対象とした平成25年度山梨県職員採用選考試験第1次試験合格者決定の件</p> <p>3 身体障害者を対象とした平成25年度山梨県職員採用選考試験実施細目変更の件</p> <p>4 職員の給与等に関する報告及び勧告の件</p>
2213	25. 10. 18	<p>(報 告)</p> <p>1 第 82 回（平成 25 年度）山梨県警察官 A 及び警察官 B 採用試験第 2 次試験合格者の件</p>
2214	25. 11. 15	<p>(議 案)</p> <p>1 平成 25 年度山梨県職員採用初級試験及び民間企業等職務経験者職員採用試験の採用予定人員変更の件</p> <p>2 平成 25 年度山梨県職員採用初級試験及び小中学校事務職員採用試験最終合格者決定並びにこれに基づく採用候補者名簿確定の件</p> <p>3 平成 25 年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験第 2 次試験合格者決定の件</p> <p>4 身体障害者を対象とした平成 25 年度山梨県職員採用選考試験最終合格者決定の件</p>

		5 人事委員会会議結果の公表の件
2215	25. 11. 29	(議 案) 1 意見聴取の件 2 平成 25 年度山梨県民間企業等職務経験者職員採用試験最終合格者の決定及びこれに基づく採用候補者名簿確定の件 3 第 82 回 (平成 25 年度) 山梨県警察官 B 採用試験の採用予定人員変更の件 4 第 82 回 (平成 25 年度) 山梨県警察官 A 及び警察官 B 採用試験採用候補者名簿確定の件 5 採用候補者選考実施の件
2216	25. 12. 6	(議 案) 1 山梨県職員の給与に関する規則等の一部改正の件
2217	25. 12. 20	(議 案) 1 採用候補者選考実施の件
2218	25. 12. 26	(議 案) 1 昇給区分による昇給の号級数の件
2219	26. 1. 6	(議 案) 1 委員長の選任及び委員長職務代理者の指定の件
2220	26. 2. 7	(議 案) 1 平成 26 年度山梨県職員採用試験等の日程及び受験資格決定の件 2 山梨県職員等採用試験最終合格者決定基準の制定の件
2221	26. 2. 21	(議 案) 1 山梨県職員の平成 26 年 4 月 1 日における号給の調整に関する規則等の制定の件 2 平成 26 年 6 月に支給する期末手当の特例に関する規則の制定の件 3 平成 26 年度山梨県警察官採用試験の採用予定人員決定の件 4 第 83 回 (平成 26 年度) 山梨県警察官 A 採用試験実施細目決定の件 (その他) 1 平成 26 年度採用試験の見直し (案) について
2222	26. 3. 7	(議 案) 1 昇任候補者選考実施の件 2 採用候補者選考実施の件 3 一般任期付職員採用承認の件 (その他) 1 日下部警察署長の職務の 9 級格付に係る協議への対応について
2223	26. 3. 24	(議 案) 1 昇任候補者選考実施の件 2 採用候補者選考実施の件 3 一般任期付職員採用承認の件 4 職員の任用に関する規則の一部改正の件 5 山梨県職員の給与に関する規則の一部改正の件 6 山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正の件 7 山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正の件 8 特殊勤務手当に関する規則の一部改正の件 9 寒冷地手当支給規則の一部改正の件 10 地域手当に関する規則の一部改正の件 11 山梨県人事委員会事務局処務規程の一部改正の件 12 人事委員会事務局職員の人事の件 (報 告) 1 選考採用結果の件

(5) 規則・訓令・告示の制定、改廃の状況

職員の任用、勤務条件及び事務局の運営等について、人事委員会が平成25年度中に制定し、又は改廃した規則、訓令及び告示は次のとおりである。

ア 規 則

規則番号	公布年月日	規 則 名	概 要
(平成25年) 第15号	25. 4. 26	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職員採用上級試験及び中級試験における試験職種の追加、削除等による改正
第16号	25. 6. 13	山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	障害者自立支援法等の一部が改正され、人事院規則の運用通知が引用している事業名等が改正されたことによる所要の改正
第17号	25. 6. 13	山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則	障害者自立支援法等の一部が改正され、人事院規則の運用通知が引用している事業名等が改正されたことによる所要の改正
第18号	25. 8. 2	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	組織改編により世界遺産「富士山」の保全・安全対策及び普及広報等を行う所属として、「富士山保全推進課」が新設されたことによる所要の改正
第19号	25. 12. 12	山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	特定年齢職員（55歳超職員）の昇給抑制のための所要の改正
(平成26年) 第 1号	26. 3. 3	山梨県職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則	給与構造改革期間中（H18-H21）に受けた昇給抑制に対する回復措置にあたり、平成26年4月1日に1号給の昇級回復を行う職員について規定
第 2号	26. 3. 3	山梨県学校職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則	給与構造改革期間中（H18-H21）に受けた昇給抑制に対する回復措置にあたり、平成26年4月1日に1号給の昇級回復を行う学校職員について規定
第 3号	26. 3. 3	山梨県警察職員の平成26年4月1日における号給の調整に関する規則	給与構造改革期間中（H18-H21）に受けた昇給抑制に対する回復措置にあたり、平成26年4月1日に1号給の昇級回復を行う警察職員について規定
第 4号	26. 3. 3	平成26年6月に支給する期末手当の特例に関する規則	平成26年6月期の期末手当の調整を行う職員及び調整方法について規定
第 5号	26. 3. 31	職員の任用に関する規則の一部を改正する規則	職員採用上級試験、初級試験及び民間企業等職務経験者職員採用試験における試験職種の追加、名称変更等による改正
第 6号	26. 3. 31	山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	平成26年4月1日付けの組織改編及び人事異動に伴う管理職手当支給区分表等の改正
第 7号	26. 3. 31	山梨県学校職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	へき地学校の廃校に伴うへき地学校級別区分表の改正
第 8号	26. 3. 31	山梨県警察職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	平成26年4月1日付けの組織改編及び人事異動に伴う管理職手当支給区分表の改正
第 9号	26. 3. 31	特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	平成26年4月1日付けの組織改編等に伴う支給対象公署の改正

規則番号	公布年月日	規則名	概要
第10号	26. 3. 31	寒冷地手当支給規則の一部を改正する規則	教育職員の派遣期間終了に伴う該当支給地域の削除
第11号	26. 3. 31	地域手当に関する規則の一部を改正する規則	教育職員の派遣期間終了に伴う該当支給地域の削除

イ 訓 令

訓令番号	公布年月日	訓令名	概要
(平成26年) 第1号	26. 3. 31	山梨県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令	山梨県行政文書管理規程及び山梨県職員服務規程に準じた文書事務及び服務に係る所要の改正

ウ 告 示

告示番号	公布年月日	告示名	概要
(平成25年) 第2号	25. 8. 1	口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示	警察官採用選考の実施に伴い、口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等を追加

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定等に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされている。平成25年度中は以下の条例制定及び改正に伴い意見を求められた。

意見提出年月日	議案番号	件名	条例の概要	意見
25. 6. 6	第 73 号議案	山梨県職員給与条例等中改正の件	新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、災害派遣手当について、所要の改正を行う。	適当と考える。
25. 6. 14	第 85 号議案	山梨県職員の給与等の臨時特例に関する条例制定の件	国からの要請等により、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職及び特別職の職員の給与等について国家公務員に準じた削減措置を講ずる。	<p>今回の給与の削減措置については、労働基本権が制約されている職員の代償措置として設けられている勧告制度によらない、地方公務員法に定める給与決定原則を逸脱したものであり、誠に残念。</p> <p>しかしながら、国からの給与削減の要請にとどまらず、その実施を前提として地方交付税等が削減されたことなど現下の諸事情に鑑み、やむを得ないものと考える。</p> <p>ただし、今回の措置は、かつてない大幅な削減であり、これまでの特例減額による職員の負担も考慮すると、職員の士気と生活に及ぼす影響が極めて大きいことから、給与勧告に基づく本来の給与水準が確保されるよう、今後とも最善の努力を尽くすことを望む。</p>
25. 11. 29	第 100 号議案	山梨県知事、副知事、公営企業の管理者、教育長及び常勤監査委員の通勤手当及び期末手当支給条例中改正の件のうち教育長に係るもの	一般職の県職員の期末手当の改定等に鑑み、特別職の職員等について、期末手当の支給割合について、所要の改正を行う。	適当と考える。

	第 101 号議案 山梨県職員給与条例等中改正の件	給与に関する勧告等に鑑み、期末手当の引き下げ、給与構造改革における給料表の切替えに伴う経過措置の廃止、昇給抑制に係る回復措置、昇給制度の改正など所要の改正を行う。	適当と考える。 勧告した期末手当の平成 25 年 12 月期の支給割合の引き下げを同期に実施しない点については、その理由として、報告で言及した国からの要請に基づく給与削減措置を実施していることなどを勘案したものであり、かつ、その代替として、同期の引き下げ分を平成 26 年 6 月期に合わせて実施するものであるから、総合的には、勧告の趣旨に沿ったものと考える。
	第 102 号議案 山梨県学校職員給与条例等中改正の件		
	第 103 号議案 山梨県警察職員給与条例等中改正の件		

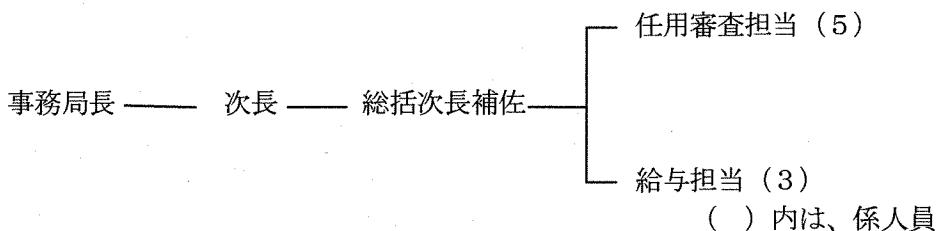
イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているが、平成25年度には該当がなかった。

2 事務局

(1) 組織 (平成25年4月1日現在)

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。
事務局の組織は、2担当で、次のとおりである。



(2) 職員の定員・現員 (平成25年4月1日現在)

職員の条例定数は13人であり、現員は11人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	10人	11人

(3) 分掌事務 (平成25年4月1日現在)

(任用審査担当)

- 人事委員会の会議事務に関すること。
- 事務局の庶務・経理に関すること。
- 人事行政の運営に関する総合的計画に関すること。
- 職員の競争試験に関すること。
- 職員の選考に関すること。
- 任用候補者名簿に関すること。
- 臨時の任用に関すること。
- 任用に関する制度の研究及び統計調査に関すること。
- 勤務成績の評定に関すること。
- 研修に関する総合的計画に関すること。
- 人事記録の管理に関すること。
- 職階制に関する計画の立案に関すること。
- 職員の勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
- 職員の不服申立ての審査に関すること。
- 職員団体の登録に関すること。

(給与担当)

- 給与に関する調査統計に関すること。
- 給与に関する制度の研究及び給与計画に関すること。
- 給与に関する報告及び勧告に関すること。
- 職員に対する給与の支払監理に関すること。
- 職員の苦情の処理に関すること。
- 労働基準監督機関の職權行使に関すること。
- 職員の厚生福利制度及び勤務条件に関すること。
- 退職手当の支給制限等の処分についての調査審議に関すること。

II 事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（法第15条）。

イ 任用の種類

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる（法第17条第1項）。

ウ 任用の方法

人事委員会を置く地方公共団体においては、職員の採用及び昇任は、競争試験によるものとする。但し、人事委員会の定める職について人事委員会の承認があった場合は、選考によることを妨げない（法第17条第3項）。

(2) 職員の採用

ア 競争試験による採用

本県では、競争試験を上級試験、初級試験、資格免許職員採用試験、民間企業等職務経験者職員採用試験、警察官採用試験、小中学校事務職員採用試験に区分して実施しており、平成25年度の受験者数は、計1829人（上級902人、初級41人、民間企業等職務経験者28人、警察官623人、小中学校事務235人）となっている。

（ア）平成25年度の各競争試験の特徴と傾向

a 上級試験

全体では、受験者数902人に対し、最終合格者数は114人で、競争率は前年度を0.6ポイント上回り、7.9倍となった。

このうち、行政職（I 及びII）では476人が受験し、最終合格者数は47人で、競争率は前年度を1.7ポイント下回り、10.1倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の42.7%を17.3ポイント下回り、25.4%となつた。

b 初級試験

全体では、受験者数41人に対し、最終合格者数は7人で、競争率は前年度を1.4ポイント下回り、5.9倍となった。

c 民間企業等職務経験者職員採用試験

25年度は総合土木職のみ実施し、受験者数28人に対し、最終合格者数は4人で、競争率は前回（平成23年度）の総合土木職を0.3ポイント上回り、7.0倍となった。

d 警察官採用試験

全体では、受験者数623人に対し、最終合格者数は91人で、競争率は前年度を2.7ポイント下回り、6.8倍となった。

このうち、大学を卒業（卒業見込みの者を含む）した者を対象とする警察官採用試験Aでは、受験者数480人に対し、最終合格者数は68人で、前年度を2.2ポイント下回り、7.1倍となった。

なお、警察官採用試験の第2次試験及び第3次試験の実施については、職員の任用に関する規

則（昭和59年人事委員会規則第2号。以下「任用規則」という。）第11条第2項の規定により、警察本部長に委任している。

e 小中学校事務職員採用試験

受験者数235人に対し、最終合格者数は8人で、受験可能年齢の上限を21歳から29歳に引き上げたことにより、競争率は前年度を17.7ポイント上回り、29.4倍となった。

(イ) 平成25年度の各競争試験の日程

区分	受付期間	第1次試験日	第1次試験地	第2次試験日	第2次試験地	第3次試験日	第3次試験地	最終合格発表日
上級試験	〈インターネット〉 25.5.14～25.5.28 〈持参〉及び〈郵送〉 25.5.14～25.6.4	25.6.30	甲府市	・25.7.14 ・25.8.3 ～25.8.11 のうち指定する1日	甲府市	25.8.29 ～25.8.31 のうち指定する1日	甲府市	25.9.6
初級試験 小中学校事務職員試験	〈インターネット〉 25.8.12～25.8.26 〈持参〉及び〈郵送〉 25.8.12～25.9.2	25.9.29	甲府市	・25.10.20 ・25.11.7 ～25.11.8 のうち指定する1日	甲府市	—	—	25.11.15
民間企業等 職務経験者試験	〈インターネット〉 25.8.16～25.9.6	25.9.22	甲府市	・25.10.20 ・25.11.2 ～25.11.3 のうち指定する1日	甲府市	25.11.24	甲府市	25.11.29
警察官採用試験	第1回 A(男性) A(女性)	〈インターネット〉 25.3.18～25.4.9 〈持参〉及び〈郵送〉 25.3.18～25.4.16	25.5.12	甲府市	25.5.25 ～25.5.26	甲府市	25.7.8 ～25.7.9 のうち指定する1日	甲府市 25.7.26
	第2回 A(男性) A(男性/武道指導) A(女性) B(男性) B(女性)	〈インターネット〉 25.7.29～25.8.16 〈持参〉及び〈郵送〉 25.7.29～25.8.23	25.9.22	甲府市	25.10.5 ～25.10.6	甲府市	25.11.18 ～25.11.19 のうち指定する1日	甲府市 25.11.29

(ウ) 平成25年度の各競争試験の受験資格・試験方法

区分	受験資格	試験方法
上級試験	<p>1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳～35歳 (平成26年4月1日現在) イ 21歳(平成26年4月1日現在)以下 の者で、4年制大学等を平成26年 3月までに卒業若しくは卒業見込 みの者又は人事委員会が同等以 上の学力があると認める者</p> <p>2 社会福祉II、薬剤師、保健師、司 書、学芸員I, II, IIIにあっては、免 許・資格取得者(取得見込者を含む。) に限る。</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式40題 (一部選択解答制) 120分</p> <p>専門試験(行政II以外) 事務系職種、総合土木、建築設備 択一式40題(一部選択解答制) 120分</p> <p>技術系職種(総合土木、建築設備を除く) 択一式40題 120分</p> <p>司書 択一式及び記述式 120分</p> <p>学芸員I, II, III、文化財主事 記述式 120分</p> <p>自己アピール試験 行政II 記述式 90分</p> <p>第2次試験 人物試験I 適性検査 人物試験II 集団討論 個別面接 身体検査 (学芸員I, II, III、文化財主事、警 察鑑定研究(化学), (法医)のみ)</p> <p>第3次試験 論文試験 1題 1,200字 90分 人物試験II 個別面接</p>
初級試験	18歳～21歳 (平成26年4月1日現在)	<p>第1次試験 教養試験 択一式50題 120分</p>
小中学校 事務職員 試験	18歳～29歳 (平成26年4月1日現在)	<p>第2次試験 作文試験 1題 800字 60分 人物試験I 適性検査 人物試験II 集団面接 個別面接</p>
民間企業等 職務経験者 職員試験	<p>総合土木 1 ~59歳 (平成26年4月1日現在)</p> <p>2 大学卒業後、民間企業等における職務経験が5年以上 (平成25年3月末現在)</p>	<p>第1次試験 教養試験 択一式40題 120分</p> <p>第2次試験 人物試験I 適性検査 人物試験II 集団討論 個別面接</p> <p>第3次試験 論文試験 1題 1200字 90分 人物試験II 個別面接</p>

区分		受験資格	試験方法
警察官採用試験	A(男性) A(男性/武道指導) A(女性)	1 22歳～30歳 (平成26年4月1日現在) 2 学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者若しくは平成26年3月までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれと同等以上の学力があると認める者 3 武道指導は、上記に加え、次のいずれかの要件が必要。 (ア)柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者 (イ)剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者 (ウ)(ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を得た者	<p>第1次試験 A, B:教養試験 択一式50題 A : 150分 B : 120分 資格加点(武道／英語)あり ※ 武道指導は次の試験も実施。 実技試験 身体検査</p> <p>第2次試験 A, B:身体検査(1回目) A, B:体力試験 A, B:人物試験Ⅱ(集団面接) ※ 武道指導は身体検査、体力試験は免除。</p> <p>第3次試験 A:論文試験(第1次試験日に実施) 90分 1,200字 B:作文試験(第1次試験日に実施) 60分 800字 A, B:人物試験Ⅰ(第2次試験日に実施) (適性検査) A, B:人物試験Ⅱ(個別面接) A, B:身体検査(2回目)</p> <p>※ 武道指導の論文試験は第2次試験日に実施。</p>
	B(男性) B(女性)	1 18歳～30歳 (平成26年4月1日現在) 2 警察官Aの学歴要件に該当しない者	

(工) 平成25年度の職員採用試験の実施状況

区分	職種	採用予定人員	申込者数		1次試験						2次試験						3次試験(上級、民間、警察以外は2次試験)						前年度倍率
					受験者数	受験率	合格者数	倍率	受験者数	受験率	合格者数	倍率	受験者数	受験率	最終合格者	倍率							
			A 女性	B 女性	B/A	C 女性	B/C	D 女性	D/C	E 女性	D/E	F 女性	E/F	数 G 女性	B/G								
上級	行政Ⅰ	46	572	164	464	132	81.1	140	25	3.3	130	21	92.9	73	12	1.8	70	12	95.9	46	9	10.1	12.0
	行政Ⅱ	3	16	4	12	3	75.0	7	3	1.7	7	3	100.0	3	2	2.3	3	2	100.0	1	1	12.0	9.0
	警察事務	3	60	35	51	30	85.0	10	6	5.1	9	5	90.0	5	3	1.8	5	3	100.0	3	1	17.0	14.0
	社会福祉Ⅱ	8	70	35	60	31	85.7	21	8	2.9	21	8	100.0	12	5	1.8	12	5	100.0	9	4	6.7	4.6
	薬剤師	4	4	2	4	2	100.0	4	2	1.0	4	2	100.0	4	2	1.0	4	2	100.0	4	2	1.0	2.5
	農業	2	27	8	22	6	81.5	8	1	2.8	8	1	100.0	4	1	2.0	4	1	100.0	2	1	11.0	5.2
	林業	6	43	15	30	8	69.8	18	5	1.7	13	5	72.2	9	3	1.4	6	2	66.7	6	2	5.0	3.0
	総合土木	15	47	7	39	5	83.0	31	4	1.3	29	4	93.5	18	1	1.6	18	1	100.0	16	1	2.4	3.9
	建築	2	13	4	11	2	84.6	8	0	1.4	6	0	75.0	4	0	1.5	4	0	100.0	2	0	5.5	2.2
	電気	2	16	0	11	0	68.8	7	0	1.6	6	0	85.7	4	0	1.5	4	0	100.0	2	0	5.5	4.7
	畜産	1	7	4	5	2	71.4	4	1	1.3	4	1	100.0	3	1	1.3	3	1	100.0	2	1	2.5	-
	水産	2	16	1	14	1	87.5	10	1	1.4	10	1	100.0	4	0	2.5	4	0	100.0	2	0	7.0	-
	保健師	1	6	5	6	5	100.0	5	4	1.2	5	4	100.0	3	2	1.7	3	2	100.0	1	0	6.0	4.6
	司書	2	76	65	57	49	75.0	8	5	7.1	8	5	100.0	4	3	2.0	4	3	100.0	3	2	19.0	-
	学芸員Ⅰ	1	23	19	13	11	56.5	5	4	2.6	5	4	100.0	3	3	1.7	3	3	100.0	2	2	6.5	-
	学芸員Ⅱ	1	24	7	20	6	83.3	5	2	4.0	4	2	80.0	3	2	1.3	3	2	100.0	2	1	10.0	7.5
	学芸員Ⅲ	1	4	3	4	3	100.0	3	2	1.3	3	2	100.0	1	1	3.0	1	1	100.0	1	1	4.0	-
	文化財主事	1	12	2	11	2	91.7	5	1	2.2	5	1	100.0	3	1	1.7	3	1	100.0	2	0	5.5	-
	建築設備	1	5	1	5	1	100.0	1	0	5.0	1	0	100.0	1	0	1.0	1	0	100.0	1	0	5.0	2.0
	研究(機械)	1	11	0	7	0	63.6	5	0	1.4	5	0	100.0	3	0	1.7	3	0	100.0	1	0	7.0	-
	研究(化学)	1	20	4	17	3	85.0	5	0	3.4	4	0	80.0	2	0	2.0	2	0	100.0	1	0	17.0	28.0
	研究(金属)	1	6	0	4	0	66.7	3	0	1.3	3	0	100.0	2	0	1.5	2	0	100.0	1	0	4.0	-
	研究(電子)	1	7	0	5	0	71.4	5	0	1.0	3	0	60.0	3	0	1.0	3	0	100.0	1	0	5.0	-
	警察鑑定研究(化学)	2	21	7	19	6	90.5	9	3	2.1	7	2	77.8	4	1	1.8	4	1	100.0	2	0	9.5	-
	警察鑑定研究(法医)	1	14	5	11	3	78.6	6	2	1.8	6	2	100.0	3	1	2.0	3	1	100.0	1	1	11.0	-
	上級計	109	1,120	397	902	311	80.5	333	79	2.7	306	73	91.9	178	44	1.7	172	43	96.6	114	29	7.9	7.3
初級	行政	2	23	6	20	6	87.0	9	3	2.2	-	-	-	-	-	-	8	3	88.9	4	3	5.0	7.5
	警察事務	3	24	17	21	15	87.5	9	6	2.3	-	-	-	-	-	-	8	5	88.9	3	2	7.0	7.0
	初級計	5	47	23	41	21	87.2	18	9	2.3	-	-	-	-	-	-	16	8	88.9	7	5	5.9	7.3
小中学校事務	小中学校事務	6	282	141	235	124	83.3	26	11	9.0	-	-	-	-	-	-	23	9	88.5	8	6	29.4	11.7
	初中級計	11	329	164	276	145	83.9	44	20	6.3	-	-	-	-	-	-	39	17	88.6	15	11	18.4	9.5
上中初計	上中初計	120	1,449	561	1,178	456	81.3	377	99	3.1	-	-	-	-	-	-	211	60	56.0	129	40	9.1	7.4
	警 察	47	430	-	298	-	69.3	245	-	1.2	208	-	84.9	141	-	1.5	135	-	95.7	47	-	6.3	9.5
第1回	警A(男性)	4	67	67	44	44	65.7	21	21	2.1	20	20	95.2	12	12	1.7	11	11	91.7	4	4	11.0	10.3
	警A(女性)	51	497	67	342	44	68.8	266	21	1.3	228	20	85.7	153	12	1.5	146	11	95.4	51	4	6.7	9.5
第2回	警A(男性)	13	190	-	121	-	63.7	68	-	1.8	59	-	86.8	39	-	1.5	39	-	100.0	13	-	9.3	10.2
	警A(女性)	2	3	-	2	-	66.7	2	-	1.0	2	-	100.0	2	-	1.0	2	-	100.0	2	-	-	4.0
官	警B(女性)	2	28	28	15	15	53.6	10	10	1.5	7	7	70.0	6	6	1.2	6	6	100.0	2	2	7.5	4.0
	警B(男性)	20	167	-	121	-	72.5	98	-	1.2	92	-	93.9	60	-	1.5	59	-	98.3	20	-	6.1	10.1
	警B(女性)	3	37	37	22	22	59.5	10	10	2.2	9	9	90.0	6	6	1.5	5	5	83.3	3	3	7.3	12.5
	小計	40	425	65	281	37	66.1	188	20	1.5	169	16	89.9	113	12	1.5	111	11	98.2	40	5	7.0	9.5
	警察官計	91	922	132	623	81	67.6	454	41	1.4	397	36	87.4	266	24	1.5	257	22	96.6	91	9	6.8	9.5
	民間企業経験者	4	42	2	28	1	66.7	18	1	1.6	15	1	83.3	6	1	2.5	6	1	100.0	4	0	7.0	-
	身障者選考(行政)	1	5	1	5	1	100.0	5	1	1.0	-	-	-	-	-	-	5	1	100.0	1	0	5.0	4.0
	身障者選考(警察事務)	2	4	2	4	2	100.0	3	1	1.3	-	-	-	-	-	-	3	1	100.0	1	0	4.0	-
	試験合計	218	2,422	698	1,838	541	75.9	857	143	2.1	718	110	83.8	450	69	1.6	482	85		226	49	8.1	8.0

イ 選考による採用

選考は、特定の者が当該職にふさわしい能力を有しているか否かを競争試験以外の方法によって判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

選考により職員を採用できる職については、任用規則第12条に定められている。

なお、任用規則第16条に規定する医師・歯科医師等職員の採用選考については、各任命権者に委任している。

(ア) 選考試験の実施状況

平成25年度に、公募により行った選考試験の状況は次のとおりである。

職種		採用予定人員	受験者数	合格者数	採用者数	(人)
行政（身体障害者）		1	5	1	1	
警察事務（身体障害者）		2	4	1	1	
職業訓練（機械）	1回目	1	1	1	0	
	2回目		1	1	1	
獣医師（衛生）	1回目	1	1	0	0	
	2回目		2	2	0	
獣医師（農政）	1回目	3	6	2	2	
	2回目		2	2	1	
ヘリコプター操縦士		2	17	2	1	

(イ) その他の採用選考の実施状況（任命権者委任分を除く。）

平成25年度に行った採用選考の状況は、次のとおりである。

一般職員					警察官
	知事部局	教育委員会	警察本部	その他	計
部長及びその相当職	2	0	0	0	2
課長及びその相当職	4	3	0	0	7
課長補佐及びその相当職	0	21	0	0	21
係長及びその相当職	0	5	0	0	5
上記以外	13	2	0	0	15
合計	19	31	0	0	50
					合計 16

ウ 任期付職員

山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年条例第59号）第2条第1項（特定任期付職員）及び第2項（一般任期付職員）の規定に基づき、任命権者が任期を定めて職員を選考により採用する場合又は任期を更新する場合には、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第3項又は第7条第3項の規定により、人事委員会の承認が必要である。

平成25年度は、次のとおり一般任期付職員2名の承認を行った。

任命権者	所 属	職 名	任 期	備 考
知 事	企画県民部 情報政策課	情報システム専門監 (採用)	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日	
知 事	観光部	観光推進監 (更新)	平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日	

(3) 職員の昇任

ア 競争試験による昇任

本県で現在実施している競争試験は、警察官の警部、警部補及び巡査部長への昇任試験のみであり、その実施は警察本部長に委任している。

平成25年度の警察官昇任試験の実施状況は、次のとおりである。

(人)

試験区分	予備試験		第 1 次試験		第 2 次試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
警部 (一般)	366	111	146	32	32	20
警部 (専門)			25	7	7	3
警部補 (一般)			151	56	55	37
警部補 (専門)			3	2	2	1
巡査部長 (一般)	366	111	134	83	83	62
巡査部長 (専門)			8	3	3	2

イ 選考による昇任

任用規則第13条の規定により、警察官昇任試験以外の職への昇任については、選考により行っている。

平成25年度に行った昇任選考の状況は、次のとおりである。

(人)

一 般 职 员					
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部長及びその相当職	27	3	0	6	36
課長及びその相当職	38	27	3	1	69
課長補佐及びその相当職	200	27	14	11	252
係長及びその相当職	141	28	11	5	185
上記以外	72	7	3	1	83
合 計	478	92	31	24	625

警 察 官	
	警 察 本 部
警視	23
警部	10
警部補	18
巡査部長	1
巡査	0
合 計	52

(4) 広報等の取り組み

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行っている。

ア 説明会の実施

(ア) 大学等での試験説明会

関東近県の大学等に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う試験説明会を実施している。

平成25年度は延べ12カ所で開催し、269人が参加した。

(イ) オープン県庁・説明会等

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等についての説明のほか、職種別の業務説明や職場見学・若手職員の体験談を実施している。

行事名	実施日	参加人数
採用試験説明会	25. 5. 14	人
	25. 5. 18	211
オープン県庁	25. 12. 25	人 207
職場見学ツアー	25. 12. 25	人 25
職員採用ガイダンス	26. 1. 19	人
	26. 1. 25	169
県職員業務説明会	26. 2. 16(大雪により中止)	人
	26. 2. 22	121

(ウ) 企業主催の就職説明会への参加等

民間企業主催による企業就職説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	都内1回 県内3回	人 252

イ 県ホームページ「職員採用サイト」の運営

- 採用試験情報、職種や部局の紹介、職員メッセージ等により、試験や山梨県に関する情報提供を行っている。平成25年度は、職員採用サイトの大幅なリニューアルを行い、受験者にとって利用しやすいものとした。
- 上級、初級、小中学校事務、警察官、民間企業等職務経験者の各職員採用試験及び身体障害者を対象とした職員採用選考試験については、やまなし申請・予約ポータルサイトから、インターネットによる受験申込が可能となっている。平成25年度はこれによる申込者が866人で、申込者数全体の35.8%を占めた。

ウ フェイスブック及びツイッターによる情報発信

職員採用に関するフェイスブック及びツイッターページにより、職員採用に関する情報に加え、職員研修の様子や職員の日常業務など県庁に関する幅広い情報を発信している。

エ インターネット求人サイトへの募集広告の掲載

インターネット求人サイトへ人材募集広告を継続掲載し、本県希望者へ採用試験受験案内をはじめ、大学説明会、オープン県庁の開催案内など、最新の情報を配信している。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適當であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適當な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員の給与実態調査

人事行政の適正な運営を図るために資料とし、民間給与との比較検討を行うため、平成25年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、公益法人へ派遣中の職員、再任用職員、休職中の職員、育児休業中の職員、育児短時間勤務職員、臨時の任用職員等を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は、次のとおりである。

ア 調査項目

(ア) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(イ) 諸手当

イ 調査結果の概要

(ア) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

平成25年4月現在

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経験 年数	学歴別人員構成比			性別人員 構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	男	女
行政職	人	歳	年	%	%	%	%	%
行政職	3,471	43.3	21.0	74.9	9.2	15.9	72.4	27.6
医療職（一）	18	45.6	21.8	100.0	—	—	83.3	16.7
医療職（二）	58	38.4	16.3	48.3	51.7	—	10.3	89.7
医療職（三）	49	39.6	17.1	91.8	8.2	—	6.1	93.9
研究職	194	42.1	18.8	97.4	2.1	0.5	82.5	17.5
福祉職	52	32.8	9.9	92.3	7.7	—	30.8	69.2
教育職（一）	1,985	44.1	21.2	94.4	3.1	2.5	57.9	42.1
教育職（二）	4,437	46.3	23.4	97.0	3.0	—	48.9	51.1
教育職（三）	5	44.4	18.8	80.0	20.0	—	100.0	—
公安職	1,619	39.0	17.7	54.1	4.8	41.1	95.1	4.9
全給料表	11,888	43.9	21.3	84.0	5.0	11.0	63.7	36.3

(イ) 給料表別平均給与額(平成25年4月現在)

給料表	一人当たり 平均 給与総額	内訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職 手当	その他の 手当
行政職	円 421,193 423,340	円 341,767 343,914	円 10,755	円 11,386	円 4,072	円 9,998	円 11,016	円 32,199
医療職(一)	932,653 941,086	465,200 473,633	13,667	80,671	4,222	16,626	50,506	301,761
医療職(二)	341,455 341,455	304,827 304,827	1,681	9,195	6,164	7,032	—	12,556
医療職(三)	370,957 371,479	326,663 327,185	1,184	9,915	3,890	11,358	2,122	15,825
研究職	411,639 412,925	355,045 356,331	11,714	11,180	5,642	10,163	6,006	11,889
福祉職	335,423 335,423	292,517 292,517	3,538	8,882	5,350	9,638	—	15,498
教育職(一)	442,569 443,400	385,147 385,978	9,123	13,689	4,935	9,784	3,424	16,467
教育職(二)	436,256 437,953	388,618 390,315	7,952	12,777	2,787	5,737	7,095	11,290
教育職(三)	443,385 443,385	389,323 389,323	24,800	12,424	10,800	6,038	—	—
公安職	433,909 434,550	322,965 323,606	12,306	10,232	2,386	4,070	3,700	78,250
合計 (全平均)	431,766 433,288	364,416 365,938	9,558	11,693	3,550	7,564	7,123	27,862

(注1) 「一人当たり平均給与総額」及び「給料」の下段は、特例条例による減額措置がないものとした場合の額を示す。

(注2) 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。

(2) 民間の給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

- (ア) 調査期間 平成25年5月1から6月18日まで(49日間)
- (イ) 調査対象 平成25年4月給与の最終締切日現在において、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された324事業所
- (ウ) 対象職種 78職種(うち初任給対象職種19職種)
- (エ) 調査人員 4,876人(うち初任給対象職種379人)
- (オ) 抽出方法
- ・事業所 (イ) に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、145事業所を無作為に抽出した。(調査完了事業所 126事業所)
 - ・従業員 初任給対象職種以外の調査対象職種については、これに該当する従業員が多数の場合には、一定数を抽出して調査を行った。また、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(ア) 産業別調査事業所数

産業分類		
農業、林業、漁業		1
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業		6
製造業		61
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業		15
卸売業、小売業		10
金融業、保険業、不動産業、物品貿易業		9
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業		24
計		126

(イ) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

職種名	調査実人員	平均年齢	平成25年4月分平均支給額		
			きまつて支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)
事務関係職種	支店長	人 12	歳 50.7	円 670,381	円 5,729
	事務部長	138	53.3	563,753	1,140
	事務部次長	63	52.8	517,969	1,615
	事務課長	310	48.9	499,916	4,864
	事務課長代理	95	44.6	465,628	42,205
	事務係長	276	44.7	394,509	36,870
	事務主任	176	40.4	344,390	32,303
	事務係員	1,237	35.8	305,469	32,980
	大学卒	534	33.3	313,302	33,944
技術関係職種	短大卒	270	36.5	298,888	31,790
	高校卒	428	38.2	299,959	32,612
	中学卒	5	48.2	295,984	25,557
	工場長	6	52.2	553,540	—
	技術部長	90	52.0	578,501	3,002
	技術部次長	26	50.3	499,937	320
	技術課長	232	48.4	503,528	12,835
	技術課長代理	77	46.9	438,420	42,897
	技術係長	341	46.2	437,380	57,735

(注) X印は資料僅少のため公表できないものである。

(ウ) 学歴別初任給

職種	学歴	金額
新卒事務員・技術者	大学卒	192,045円
	短大卒	170,012円
	高校卒	156,463円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(エ) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	13,984 円
配偶者と子 1 人	19,358 円
配偶者と子 2 人	23,798 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入額によって支給制限がある事業所を対象とした。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、10月11日、議会及び知事に、職員の給与等について報告し、併せて給与の改定等について所要の措置をとるよう勧告した。

平成25年給与等に関する報告・勧告の骨子

平成25年10月11日
山梨県人事委員会

○ 本年の給与勧告のポイント

- ①月例給は、公民較差（27円、0.01%）が僅かで均衡しているため改定なし（2年連続）
※給与カット措置の影響を除いた減額前の職員給与を民間給与と比較
- ②特別給（期末手当・勤勉手当）は、3年ぶりの引き下げ（0.05月）
- ③給与構造改革における経過措置額は、廃止

I 給与勧告の基本的な考え方

- ・ 給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、職員に対し社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもの
- ・ 本委員会は、公民給与を精密に比較し、民間の給与水準との均衡が保たれることを基本に、国や他の都道府県の職員の給与水準との均衡、物価及び生計費の動向等をも考慮に入れ勧告
- ・ 情勢適応の原則に基づき適正な職員給与を確保することは、効率的な行政運営の基盤であり、県民の理解を得る上でも重要

II 民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

126民間事業所の4,876人の個人別給与を実地調査（期間：平成25年5月1日～6月18日 完了率：86.9%）

〈月例給〉 職員と民間の4月分給与を調査（ベースアップ中止、定期昇給の昇給額の据置き等を実施した企業の状況も反映）し、単純な平均値ではなく、職種、役職段階、年齢など給与決定要素の同じ者同士を比較

職員給与と民間給与との較差

	民間給与 (A)	職員給与 (B)	較差 (A) - (B)	備考
給与カット前	385,513円	385,486円	27円 (0.01%)	職員の給与カット措置がないものとして比較した場合、職員給与が民間給与を0.01%下回っている。
実支給額		383,297円	2,216円 (0.58%)	職員の実支給額で比較した場合、職員給与が民間給与を0.58%下回っている。

※ 人事院報告における官民較差 76円 (0.02%) (給与減額支給措置前の比較)

29,282円 (7.78%) (給与減額支給措置後の比較)

※ 給与カットとは、平成23年10月1日～平成27年3月31日まで、山梨県職員等の給与の特例に関する条例に基づき、本県職員（管理職）の給料月額が、部局長級は4%、その他の管理職について3%それぞれ減額されている措置をいう。

(平成25年7月から平成26年3月まで新たな減額措置を実施しているため、上記の措置は行っていない。)

〈特別給（期末・勤勉手当）〉

昨年8月から本年7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

民間と職員の特別給の支給状況

民間の特別給	職員の期末・勤勉手当
3.88月	3.95月

2 給与改定の考え方と内容

- 月例給については、公民較差が僅かで均衡していることから改定なし。
- 特別給については、民間の支給割合との均衡を図るために引き下げ。
(「山梨県職員等の給与の特例に関する条例」による給与カット措置の影響を除いた減額前の職員給与により民間給与と比較)

〈特別給（期末・勤勉手当）〉

- 年間支給月数 3.95月 → 3.90月 ($\triangle 0.05$ 月分)

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
25年度	期末手当 1.225月（支給済み）	1.325月（現行1.375月）
	勤勉手当 0.675月（支給済み）	0.675月（改定なし）
26年度 以降	期末手当 1.2月	1.35月
	勤勉手当 0.675月	0.675月

・改定の実施時期

条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）
ただし、平成26年度以降の改定については、平成26年4月1日から実施する。

〈給与構造改革における経過措置額〉

給与構造改革における経過措置額については廃止し、廃止に伴って生じる原資については、給与構造改革期間（平成18年度～平成22年度）中抑制されてきた昇給の回復に充てる。

III 昇給制度の改正

- 人事院が昨年指摘した50歳台後半層における官民の給与差に係る課題は、本県においても対処すべき課題と認められることから、国が来年1月から実施予定の55歳を超える職員を対象とした昇給抑制に準じた改正を行うことが適当。
- 改正にあたっては、対象職員の士気の低下を招かないよう勤務成績の給与への反映について対象者を拡大するなどの対応が必要。

IV その他の給与上の課題

- 人事院は、今年の報告で、俸給表構造や諸手当のあり方を含め、給与制度を総合的に見直していくこととしている。今後、地方公務員の給与制度についても大きな見直しが見込まれることから、国の動向や他の都道府県の対応状況に留意することが必要。
- 人事院は再任用職員の給与について、「平成26年職種別民間給与実態調査」において具体的な実態を把握した上で必要な検討を進めていく方向。国や他の都道府県の動向等に留意しながら、引き続き研究・検討を行っていく。

V 給与勧告措置の要請

- 人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として行われ、地方公務員法における情勢適応の原則に基づく適正な給与を確保する機能を有するもの。議会及び知事に対して、勧告どおり実施するよう要請。
- 特例条例による給与の減額措置は、地方公務員法に定める給与決定原則を逸脱したものであり、できる限り速やかに本来の適正な給与水準が確保されるよう最善を尽くすことを要望。

【参考】

1 平成25年4月の公民の給与較差に基づく給与改定額

- 行政職平均（新卒採用者を除く）

	年齢	経験 年数	改定前		改定後
			給与月額	年間給与	年間給与
給与カット前			385,486 円	6,239,000 円	6,219,000 円
実支給額	43.7 歳	21.4 年	383,297 円	6,213,000 円	6,193,000 円

※ 給与月額は、給料、地域手当、扶養手当、管理職手当、住居手当及びその他の手当で公民比較に使用した給与項目の合計額であり、年間給与は、4月の給与月額を基本に試算したもの。

2 最近の職員給与の改定状況

年度	月 例 給		特 別 給 (月)		
	較差(%)	改 定 内 容	改定前	改 定	改定後
平成12年度	0.12	扶養手当引上げ	4.95	▲0.20	4.75
平成13年度	0.05	特例一時金の支給	4.75	▲0.05	4.70
平成14年度	▲1.98	給料表、扶養手当(配偶者)の引下げ、扶養手当(子等3人目以降)の引上げ等	4.70	▲0.05	4.65
平成15年度	▲1.05	給料表、扶養手当(配偶者)の引下げ等	4.65	▲0.25	4.40
平成16年度	▲0.01	寒冷地手当の見直し	4.40	—	4.40
平成17年度	▲0.37	給料表、扶養手当(配偶者)の引下げ等	4.40	0.05	4.45
平成18年度	▲0.07	地域手当の引下げ	4.45	—	4.45
平成19年度	0.99	給料表、扶養手当(子等)の引上げ等	4.45	0.05	4.50
平成20年度	0.02	医師の初任給調整手当の引上げ	4.50	—	4.50
平成21年度	▲0.14	給料表の引下げ	4.50	▲0.35	4.15
平成22年度	▲0.38	給料表の引下げ、自宅に係る住居手当の引下げ	4.15	▲0.20	3.95
平成23年度	▲0.19	給料表の引下げ	—	—	3.95
平成24年度	▲0.00	月例給の改定なし	—	—	3.95
平成25年度	0.01	月例給の改定なし	3.95	▲0.05	3.90

VI 公務運営に関する報告

1 有為な人材の確保・育成

- ・ 有為な人材の確保のため、採用説明会やオープン県庁の開催、フェイスブックページとツイッターでの情報発信、新たな試験（行政Ⅱ）など実施しており、本年度も、受験可能年齢の引上げや受験資格要件の緩和など、より多くの受験者確保のため試験内容の見直しを実施。
- ・ 少子化に伴い受験年齢人口が減少する中で、受験者を確保するためには、募集活動やインナーシップの充実など県の仕事を理解してもらう取組を強化していくことが重要。
- ・ 民間企業の就職活動時期が平成27年度卒業・修了予定者から後ろ倒しされることから、今後、試験日程や募集活動の内容などについて必要な検討を実施。

2 能力・実績に基づく人事管理

- ・ 時代の変化に的確に対応し、高度化・多様化する県民のニーズに適切に対応するため、公務の特性を踏まえた能力・実績等に基づく人事管理を進めていくことが必要。
- ・ 評価結果の任用、人材育成及び給与など人事管理への適正な活用の在り方について検討を重ね、公平性、透明性、納得性の高い人事評価制度を早期に構築し、能力や実績を重視した人事管理を全職員に拡大していくことが必要。

3 職員の勤務環境の整備

- ・ 時間外勤務の縮減や年次有給休暇等の取得促進には、所属長等のマネジメントによる勤務環境の整備が極めて重要。そのことにより、時間外勤務の縮減をはじめとする公務運営上の諸課題の解決に対し、相当の有効性が期待される。
- ・ 所属長等のモチベーションの維持や効果的なマネジメントの発揮には、的確な評価が不可欠。

（1）時間外勤務の縮減

- ・ 所属長等は、事前命令の徹底を図り、日頃から職員の業務の進捗状況を的確に把握し、時間外勤務の必要性を精査したうえで必要な指示を行うとともに、状況に応じた担当業務の見直しなど不断のマネジメントに努めることが必要。
- ・ 任命権者にあっては、より具体的な指導等を行うとともに、時間外勤務の縮減目標の達成のため職員に過度の負担をかけることがないよう配慮が必要。

（2）年次有給休暇の取得促進

- ・ 年次有給休暇は、心身のリフレッシュを図り、労働意欲の維持や仕事と生活の調和を図る上でも重要であるため、計画的な取得促進に向けた取組を進めることが必要。
- ・ 所属長等は職員の年次有給休暇の取得状況を把握し、取得計画との乖離がある場合には、職員本人との面談を行うなど、取得しやすい環境づくりに努めることが必要。

（3）業務量に応じた職員配置

- ・ 新たな課題等への対応のため、業務量が増加し時間外勤務も常態化するなど、職員への負担が大きくなっているケースも見られ、また今年度、業務量も一因と考えられる不適正な事務処理が判明。
- ・ 任命権者には、行政サービスの一層の維持向上のため、業務の効率化・簡素化などの見直しや、政策課題や業務量に応じた人員配置など、適時適切な対応を一層努めるよう望む。
- ・ 職員には、公務を取り巻く環境の変化の中で、職務に精励され県政の進展に寄与していることに対し、深く敬意を表するとともに、誇りと使命感を持って一層職責を果たされることを期待。

（4）職員の健康管理

- ・ 心の健康に不安を抱えている職員が多数いることに鑑み、所属長等は、業務の進捗状況や休暇の取得状況の把握などを通じ適切なマネジメントを発揮し、良好なコミュニケーションを保ちながら疲労やストレスを感じることの少ない快適な職場環境づくりに努めることが必要。

4 服務規律の確保

- 職員の行動基準の策定など、任命権者の服務規律の確保に向けた取組にもかかわらず、不適切な事務処理が未だ後を絶たない状況。職員一人一人が、自らの行動が公務全体の信用に大きく影響することを強く自覚し、県民全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動することが必要。
- 任命権者においては、信頼回復のため、服務規律の遵守と再発防止に向けた取組の徹底が必要。

5 雇用と年金の接続

- 本県でも、定年退職する職員が希望する場合には、年金支給開始年齢に達するまで再任用するとの方針が示されたところ。
- 管理職を含め再任用希望者の増加が見込まれることから、再任用職員の職域拡大に向けた取組を進めるとともに、再任用希望者の多様な専門的知識や経験を活かせる職務への配置に努め、安心して職務に専念できるよう留意することが必要。
- 職員のモチベーションや組織活力の維持向上を図るため、計画的な職員採用に努めるとともに、能力・実績に基づく人事管理の徹底など、採用から退職、再任用に至る総合的な人事管理制度を構築することが必要。
- 国では、年金支給開始年齢の段階的な引上げの時期ごとに、段階的な定年の引上げも含めた雇用と年金の接続のあり方について検討を行うとしていることから、本県においても、再任用の実施状況を検証し、国や他の都道府県の状況を注視しながら、改めて雇用と年金の接続のあり方について検討することが必要。

6 その他公務運営上の課題

- 人事院では、配偶者の海外転勤に伴い、配偶者と生活を共にすることを希望する職員のため、職員としての身分を保有しつつ、職務に従事しないこととする、配偶者帶同休業制度の導入に関して、意見を申出。今後とも国や他の都道府県の状況を注視していくことが必要。

(4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
期末・勤勉手当	0.05月引き下げ（3.90月）	○平成26年4月1日施行 (H25.12月期の期末手当は、 H26.6月期に合わせて引き下げ)
給与構造改革における経過措置額の廃止	○経過措置額の廃止 廃止に伴って生じる原資については、給与構造改革期間中抑制されてきた昇給の回復に充てる	○経過措置額の廃止 H26年度は1/2（上限1万円） H27年度廃止 ○給与構造改革に伴う昇給抑制に係る回復措置 H18年度～H20年度までの間に昇給の抑制（毎年1号給）の対象となった職員のうち、H26.4及びH27.4にそれぞれ1号給回復

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができるものである。

人事委員会は、要求のあった事案について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成6年人事委員会規則第7号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行うものとされている。

イ 平成25年度の処理状況

平成25年度における措置要求の係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件、新規要求事案ともになかった。

(件)

区分	平成24年度末 (25. 3. 31) 係属件数	平成25年度		平成25年度末 (26. 3. 31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給与	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0
休暇	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
計	0	0	0	0

(2) 不利益処分に関する不服申立て

ア 制度の概要

不利益処分についての不服申立て制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、その不服を申し立てができるものである。

人事委員会は、申立てのあった事案について、不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和26年人事委員会規則第5号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行うものとされている。

イ 平成25年度の処理状況

平成25年度における不服申立ての係属及び処理状況は、次表のとおりであり、係属案件、新規要求事案ともになかった。

(件)

区分	平成24年度末 (25. 3. 31) 係属性数	平成25年度		平成25年度末 (26. 3. 31) 係属性数	平成25年度 口頭審理 開催回数
		申立件数	終結件数		
分限処分	免職	0	0	0	0
	休職	0	0	0	0
	降任	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0
懲戒処分	免職	0	0	0	0
	停職	0	0	0	0
	減給	0	0	0	0
	戒告	0	0	0	0
その他		0	0	0	0
計		0	0	0	0

(3) 苦情相談

ア 制度の概要

苦情相談の制度は、職員が、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができるものであり、これを受けた人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（法第8条第1項第11号）。

イ 平成25年度の処理状況

平成25年度における職員からの苦情相談の状況については、次表のとおりであり、すべて新規の事案であった。

(件)

任用関係	給与関係	勤務条件 関 係	服務関係	福利厚生 関 係	公平審査 関 係	パワハラ・ セクハラ	計
1	1	0	0	0	0	1	3

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は同法第29条に規定する懲戒処分を行った場合、山梨県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和27年条例第7号）第2条第2項又は山梨県職員の懲戒に関する条例（昭和27年条例第8号）第3条の規定に基づき、人事委員会に処分した旨を通知することとされている。

イ 平成25年度の処理状況

人事委員会に通知のあった平成25年度の処分は次表のとおりであり、分限処分が135件、懲戒処分が8件であった。

(件)

処分者 区分		知事		教育委員会		警察本部長		公営企業管理者		その他		計	
		24 年度	25 年度										
分限 処分	免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休職	39	67	64	53	9	12	0	0	0	3	112	135
	降任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	39	67	64	53	9	12	0	0	0	3	112	135
懲戒 処分	免職	1	0	1	0	1	0	0	0	0	3	0	0
	停職	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0
	減給	6	1	0	1	3	0	0	0	0	9	2	2
	戒告	1	2	3	3	2	1	0	0	0	6	6	6
	計	8	3	4	4	7	1	0	0	0	0	19	8
合計		47	70	68	57	16	13	0	0	0	3	131	143

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

法第52条の規定により、警察職員及び消防職員を除く一般職員は勤務条件の維持改善を図ることを目的として、職員団体を結成することができる。

職員団体は、自主的・民主的に結成・運営されている職員団体であることを公証するために、法第53条第1項の規定に基づき、職員団体の登録に関する条例（昭和41年条例第29号。以下「職員団体条例」という。）第2条第1項の定めるところにより、人事委員会に登録の申請をすることができる。

ただし、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第29条により、同一市町内の公立学校の職員のみをもって組織された職員団体については、人事委員会の登録対象とはならない。

登録の効果は下記のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。
- ③ 職員は、任命権者の許可を受けて、登録職員団体の在籍専従役員になることができること。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(平成26年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無	
		連合体	単位団体	有	無
自治労山梨県職員労働組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県高等学校・障害児学校教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県教職員組合	昭41.10.8		○	○	
山梨県公立小中学校長組合	昭41.10.8		○		○
山梨県公立小中学校教頭組合	昭43.3.23		○		○

イ 解散の届出

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、解散したときは人事委員会に届け出なければならないが、平成25年度に、次の団体から解散の届出があった。

職員団体名	解散の届出 受理年月日	登録年月日	組織の別	法人格取得
山梨教育運動ユニオン	平25.5.17	平5.12.20	単位団体	有

ウ 変更登録の状況

職員団体条例第4条第1項により、登録を受けた職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から10日以内に、人事委員会に届け出なければならない。

平成25年度における変更状況は、次のとおりである。

登録団体数	変更届出件数	内訳			
		規約	登録事項		
			名称	所在地	役員
5	5	0	0	0	5

(2) 管理職員等の範囲

法第52条第3項により、職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない。

管理職員等の範囲は同条第4項により、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第12号）で定めており、平成25年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

(平成26年3月31日現在)

組織上の区分		職又は職員
議会事務局		事務局長 事務局次長 課長 総括課長補佐 課長補佐 主幹 (局付の者に限る。)
知事の事務部局	本庁	部長 局長 会計管理者 林務長 防災危機管理監 出納局長 次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 理事 技監 参事 企画調整主幹 主幹(部又は局付の者に限る。) 政策参事 政策主幹
	秘書課	秘書担当の課長補佐 秘書担当職員
	行政改革推進課	行政組織担当の課長補佐及び職員
	人事課	総務経理担当、人事担当及び給与担当の課長補佐 人事担当及び給与担当の職員
	職員厚生課	管理公災担当、健康管理担当及び厚生給付担当の課長補佐 福利厚生に関する企画立案担当の職員
	財政課	予算担当の課長補佐 主任主計員 主計員
	管財課	庁舎管理担当の課長補佐 自動車管理事務所長 守衛長
	私学文書課	法制・訟務担当の課長補佐 法制・訟務担当の職員
	その他の出先機関	事務局長 所長 課税・管理部長 自動車税部長 徴収部長 場長 園長 校長 支所長 副所長 事務局次長 副場長 次長(所長、場長又は校長の事務を代決する権限を有する者に限り、大阪事務所の次長を除く。) 副園長 副校長(校長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 地域防災幹
	消防学校	教頭
教育委員会	あけぼの医療福祉センター	総看護師長 副総看護師長
	宝石美術専門学校	教授(大学と人事委員会とで協議して定める者に限る。)
	教育庁	教育長 教育次長 理事 文化振興監 次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 企画調整主幹 参事 主幹(教育庁付の者に限る。)
	本庁	教育長 教育次長 理事 文化振興監 次長 課長 室長 総括課長補佐 課長補佐(課長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 室長補佐(室長の事務を代決する権限を有する者に限る。) 企画調整主幹 参事 主幹(教育庁付の者に限る。)
	総務課	総務企画担当、行政管理担当及び経理担当の課長補佐 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
	福利給与課	福利給付担当、給与公災担当及び健康管理担当の課長補佐 福利厚生、給与又は公務災害に関する企画立案担当の職員
	義務教育課	人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員
	高校教育課	人事管理監 人事担当の課長補佐 管理主事 人事又は服務に関する企画立案担当の職員

	教育事務所	所長 副所長 次長
	埋蔵文化財センター	所長 次長
教育機関		館長 副館長 次長
	総合教育センター	所長 副所長 部長
	県立学校	校長 副校長 教頭 事務長
人事委員会事務局		事務局長 次長 総括次長補佐 任用審査担当及び給与担当の次長補佐 任用審査担当及び給与担当のリーダー 人事、給与、服務又は福利厚生に関する企画立案担当の職員
監査委員事務局		事務局長 次長 総括次長補佐 庶務を担当する副主査以上の職員
労働委員会事務局		事務局長 次長 次長補佐
選挙管理委員会事務局		書記長 書記次長

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法による事業区分の決定

職員の勤務する県の機関が労働基準法による事業区分のいずれに該当する事業であるかは、労働基準法や労働安全衛生法の適用及びその労働基準監督機関の決定に重要な役割を果たすものであるが、この事業区分は当委員会と山梨労働局長がその都度協議して決定している。

なお、平成25年度は事業区分の変更はなかった。

(2) 労働基準監督機関の職権行使の枠組

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、法第58条第5項の規定により、人事委員会がこれを行うことになっている。

(3) 平成25年4月1日現在の号別区分と労働基準監督機関

①労働基準法別表第1の号別区分と労働基準監督機関

監督機関	号別	業種	事業場名		
			知事部局	教育委員会	公安委員会
労働基準監督署	3号	建設業	建設事務所（支所を含む。） 中部横断自動車道推進事務所 新環状・西関東道路建設事務所 流域下水道事務所		
	13号	保健衛生業	児童相談所（一時保護課に限る。） 甲陽学園 あけぼの医療福祉センター 育精福祉センター 富士ふれあいセンター 食肉衛生検査所 精神保健福祉センター 保健福祉事務所 中北保健福祉事務所峡北支所	盲学校寄宿舎 ろう学校寄宿舎 支援学校寄宿舎	
人事委員会	12号	教育研究業	職員研修所 消防学校 衛生環境研究所 環境科学研究所 総合理工学研究機構 宝石美術専門学校 工業技術センター（ワインセンターを含む。） 産業技術短期大学校 高等技術専門校 就業支援センター 水産技術センター（支所を含む。） 総合農業技術センター（高冷地野菜・花き振興センターを含む。） 果樹試験場 畜産試験場 酪農試験場 専門学校農業大学校 森林総合研究所	高等学校 盲学校（寄宿舎を除く。） ろう学校（寄宿舎を除く。） 支援学校（分校を含み、寄宿舎を除く。） 総合教育センター 図書館 埋蔵文化財センター 美術館 博物館 考古博物館 文学館	警察学校

②官公署の事業（労働基準法別表第1に掲げる事業を除く。）

監督機関	号別/業種	事業者名			
		知事部局	教育委員会	公安委員会	その他
人事委員会	官公署の事業	知事部局本庁 地域県民センター 林務環境事務所 農務事務所 県民生活センター 東京事務所 総合県税事務所 パスポーツセンター 女性相談所 児童相談所（一時保護課を除く。） こころの発達総合支援センター 障害者相談所 動物愛護指導センター 大阪事務所 計量検定所 家畜保健衛生所 広瀬・琴川ダム管理事務所 荒川ダム管理事務所 大門・塩川ダム管理事務所 深城ダム管理事務所	教育庁本庁 教育事務所	警察本部（附置機関を含む。） 警察署（交番、駐在所及び連絡所を含む。）	議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 選挙管理委員会事務局 (地方事務局を含む。)

（4）労働基準法等に基づく職権行使

労働基準監督機関には、許認可権限だけでなく、事業場への臨検、書類の提出命令等強力な指導権限が付与されており、人事委員会も、任命権者又は事業場の自主的取組を促しつつ、許認可事務、事業場への立入調査等を通じて適切な労働条件、安全衛生等の確保を指導している。

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として平成25年度に行った許認可及び届出の受理等の状況は、次のとおりである。

（件）

内 容	件 数				根拠 法 令
	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	合 計	
解雇予告除外認定	—	—	—	—	労働基準法第20条
非常災害時の理由による労働時間延長届	—	—	—	—	〃 第33条
時間外労働・休日労働に関する協定届	—	—	1	1	〃 第36条
断続的な宿直又は日直勤務許可	—	—	1	1	〃 第41条
総括安全衛生管理者選任報告	—	—	—	—	労働安全衛生規則第2条
衛生管理者選任報告	—	1	—	1	〃 第7条
産業医選任報告	—	1	—	1	〃 第13条
定期健康診断結果報告	—	—	—	—	〃 第52条
労働者死傷病報告	—	—	—	—	〃 第97条
ボイラー等の設置にかかる検査	3	—	—	3	ボイラー及び圧力容器安全規則第14条等
機械等の設置届	1	—	—	1	〃 第10条等